

広野町内ごみ収集カレンダー

4月

5月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2
			不燃	可燃									
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
	可燃	ペットボトル プラスチック	カン類	可燃	粗大						可燃		
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
	可燃	ペットボトル プラスチック	ビン類	可燃				可燃	ペットボトル プラスチック	不燃	可燃	粗大	
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
	可燃	ペットボトル プラスチック		可燃				可燃	ペットボトル プラスチック	カン類	可燃		
26	27	28	29	30			24/31	25	26	27	28	29	30
	可燃	ペットボトル プラスチック		可燃				可燃	ペットボトル プラスチック	ビン類	可燃		

広野町内でのごみの収集について

4月および5月の広野町内でのごみ収集日は次のとおりです。

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ゴミ袋に分別して、収集日当日にごみステーションボックス内に出してください。

カセットボンベ・スプレー缶類を捨てる際は、爆発や火災など事故になる恐れもあります。必ず使い切ってから穴をあけて捨ててください。なお、ライター類も同様に使い切ってから捨てるようにしてください。

粗大ごみを出すときは、南部衛生センター【TEL0240-25-4609】へ3日前まで連絡してください。受付時間は、午前10時から午後3時までです。広域職員がご自宅まで回収しにお伺いします（有料です）。

また、古紙類および古い繊維類（布製に限る）については、広野町役場車庫にて随時回収しています。

【指定袋販売店】

- ・島村金物店
- ・渡辺金物店
- ・四倉屋精肉店
- ・堀江商店
- ・片岡米穀店
- ・ふたば農協広野支店
- ・広野薬局
- ・セブンイレブン広野町店
- ・Yショップひろの
- ・ファミリーマートJヴィレッジ前店
- ・ニツ沼直売所

ごみの処理は正しく

【違反ごみ】

町内ごみステーションにおいて指定袋未使用や粗大ごみなどの違反ごみが多く見受けられます。違反ごみは収集されないため、可燃ごみの収集日に可燃ごみがごみステーションに入らず、動物に荒らされる事象が発生しております。ごみを搬出する時は再度ごみ収集カレンダーを確認してください。



指定ゴミ袋を使用していない違反ごみ

【ポイ捨て】

道路の路肩や待避所などに、コンビニエンスストアの袋に入ったごみや吸い殻などの投棄が多く見受けられます。また、商店街の自動販売機にダンボール箱に入った未分別ごみが投棄されるなど悪質な事例もありました。ごみは必ず持ち帰り適正に処理してください。

【事業系の廃棄物】

事業所や飲食店などから排出されるごみは、事業系の廃棄物として指定運搬業者へ処理を委託してください。

【ごみ焼却禁止】

家庭用の焼却炉を使用しごみの焼却は※一定の基準を満たした設備や一部の例外規定を除いて法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）により禁止されており、簡易焼却炉を使用しごみを焼却する場合は、法律に違反する焼却となります。可燃ごみとして、適正に処理をしてください。

※簡易焼却炉を用いて行う焼却の基準

●簡易焼却炉に求められる構造

- 1 空気取入口と煙突の先端以外で焼却設備内と外気が接することがなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で焼却できること（800℃に上昇するまで廃棄物の焼却は出来ません）。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われること。
- 3 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができること（燃焼中に廃棄物を継ぎ足しする場合）。
- 4 燃焼室の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

●焼却の方法

- 1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 2 煙突の先端から火炎または黒煙が排出されないように焼却すること。
※ここでは、JIS D8004に定める汚染度が25%を超えるもの。
- 3 煙突から焼却灰および未燃物が飛散ないように焼却すること。